

残業上限「1か月100時間未満」「12か月連続80時間・1年960時間」を認める 政労使提案に反対し、健康で文化的な生活を保障する労働時間法制の実現を求める声明

1 「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」の特徴

内閣官房・厚生労働省、連合、経団連の3者は、2017年3月17日開催の第9回「働き方改革実現会議」に、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を行った。

(1) 政労使提案の「時間外労働の上限規制」の特徴

政労使提案の「時間外労働の上限規制」は、次に述べるように、「単月では、休日労働を含んで100時間未満」、「2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、休日労働を含んで各80時間」、「12か月連続80時間・1年960時間」の残業（時間外労働と休日労働）を認めるものとなっている。そして、毎月80時間の残業は何年でも続けさせることができる制度となっている。まさに、長期間にわたって過労死ラインの残業に従事させ、過労死が続発することを容認する制度である。

(2) 政労使提案の「勤務間インターバル制度」の特徴

政労使提案の「勤務間インターバル制度」は、使用者に対する努力義務にとどまっており、労働者の生命と健康を守るためには不十分な制度である。

2 残業上限「1か月100時間未満」「12か月連続80時間・1年960時間」を認める政労使提案の「時間外労働の上限規制」

(1) 政労使提案の「時間外労働の上限規制」の内容

ア 休日労働の上のせが可能な時間外労働時間の上限規制

政労使提案の「時間外労働の上限規制」は、「週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を課す。」とし、特例として、「臨時的な特別の事情がある場合」に、労使協定を結ぶ場合、時間外労働時間を年720時間（＝月平均60時間）まで認めている。そして、「月45時間、かつ、年360時間を上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。」としている。

しかし、上記の各時間外労働時間には休日労働時間が含まれておらず、これらの時間外労働時間に上のせして休日労働をさせることが可能となっている。特例の適用のない6か月にも、休日労働を上のせすることが可能である。

イ 休日労働を含んだ残業時間の上限規制

他方、政労使提案の「時間外労働の上限規制」は、時間外労働を年720時間以内としつつ、「一時的に事務量が増加する場合」について、「2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、休日労働を含んで各80時間以内」及び「単月では、休日労働を含んで100時間未満」との上限規制を設けている。この上限規制の下では、結局、時間外労働時間と休日労働時間をあわせた残業時間は、平均で毎月80時間が上限となる。

このようにして、政労使提案の「時間外労働の上限規制」では、「2か月、3か

月、4か月、5か月、6か月の平均で、休日労働を含んで各80時間」、「単月では、休日労働を含んで100時間未満」、「12か月連続80時間・1年960時間」の残業（時間外労働と休日労働）をさせることが可能となっている。そして、毎月80時間の残業は何年でも続けさせることができるのである。

(2) 過労死を容認する政労使提案の「時間外労働の上限規制」

「脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」（平成13年12月12日付基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達）は、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」と規定している。

上記の認定基準に照らして見る時、「1か月100時間未満」、「2か月、3か月、4か月、5か月、6か月各平均80時間」、「12か月連続80時間・1年960時間」の残業（時間外労働と休日労働）を認める政労使提案の「時間外労働の上限規制」は、長期間にわたって「おおむね100時間超」、「おおむね80時間超」の過労死ラインの残業に従事させ、過労死が続発することを容認する上限規制であることが明白である。

3 健康で文化的な生活を営むことのできる労働時間法制の実現を！！

労働時間法制は、過労死・過労自殺を防ぐことをはじめ、憲法25条1項が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものでなければならない。

前記厚生労働省の通達が「発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる」としていることからして、「1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間」等の残業時間（時間外労働時間と休日労働時間）の上限を法律で定め、青天井の時間外労働の設定を可能とする36協定の特別条項の制度を廃止することが重要である。また、勤務開始時刻から24時間以内の、連続11時間の勤務間インターバルを法律で使用者に義務づけることが重要である。

また、政府が真に長時間労働の是正を行うというのであれば、現在国会に提出している、労働時間規制を骨抜きにする、高度プロフェッショナル制度の導入や企画業務型裁量労働制の拡大を盛り込んだ労働基準法等「改正」案をただちに撤回すべきである。

自由法曹団は、恒常的に過労死ラインの残業を認める政労使提案の「時間外労働の上限規制」に強く反対し、健康で文化的な生活を保障する労働時間法制の実現を要求するものである。

2017年3月21日

自由法曹団
団長 荒井 新二